

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十六条の二」に改める。

第七章中第七十六条の次に次の一条を加える。

（出席委員に関する措置）

第七十六条の二 この章における出席委員には、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第九十八条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説明）

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員等が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができるように規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。